

第 1 条（名称）

本保育名称を「ケアルームつくしんぼ」（以下、本保育室という）とし、管理、運営を医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院が行うものとする。

第 2 条（所在地）

本保育室は、千葉県習志野市谷津 1 丁目 10 番 13 号に設置する。

第 3 条（目的）

病気時または病気の回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第 4 条（病児・病後児の対象）

- 1.利用対象児は、生後 57 日から小学校 3 年生までの子供で、病気または病気の回復期であり、学校・保育園等での集団生活が困難な方、医療機関により本保育室の利用に際し、許可が出た方を対象とする。
- 2.利用定員は、一日につき 4 人とする。ただし、やむを得ない事由により定員を下回って、または超えて受け入れる場合がある。

第 5 条（利用方法）

- 1.利用時間は次のとおりとする。

月曜～金曜：8 時～18 時／土曜：8 時～13 時（休室日：日曜、祝日、年末年始）

延長保育は実施していない。お迎えが上記時間を過ぎた場合は、延長保育料 3,000 円を徴収する。

- 2.連続利用期間については次のとおりとする。

1 回の利用につき連続して利用できる期間は、日常疾患 4 日間、感染性疾患 3 日間までとする。

- 3.予約は次のとおりとする。

①受付日は、利用日前日（前日が休室日の場合は、利用日の前開室日）とする。

受付時間は、月曜～金曜は 9 時から 17 時、土曜は 9 時から 13 時までとする。予約の際は、診察した医師が発行した「主治医意見書」を入手していること。予約方法は、電話連絡とする。

②緊急時などやむを得ない事情がある場合は、利用日当日の予約を受け付ける。受付時間は 8 時から 9 時とする。

予約方法は電話連絡とする。予約時に「主治医意見書」を入手できていない場合は、利用前に医療機関を受診し、診察した医師が発行する「主治医意見書」を入手する必要がある。なお「主治医意見書」を入手しても、病名や子供の状況により予約取り消し、利用不可となることがある。

- 4.予約のキャンセルは次のとおりとする。

①キャンセルをする場合は必ず本保育室に電話連絡をする。受付時間は、利用当日の 7 時 30 分までとする。

②留守番電話での対応の場合は、子供の氏名、カルテ番号、キャンセルする旨をメッセージに残すこと。

- 5.病状が変化したときの対応については次のとおりとする。

本保育室が診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けた後、速やかに対応すること。ただし、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応を当院にて行う場合がある。また、当院にて対応が難しい場合は他の病院に搬送して対応することがある。

第 6 条（利用料金等）

- 1.保育料金

習志野市に住民票がある：1 日 2,000 円／習志野市以外に住民票がある：1 日 3,500 円

- 2.食事代金

400円（昼食、おやつ込み）

ただし、自宅から食事とおやつを持参する場合は無料。

3. おむつ代金

1枚30円。

おむつは持参とする。お預かり中に持参のおむつが不足し本保育室から提供した場合は、上記の料金を徴収する。

4. 緊急受診にかかわる費用

お預かり中に子供が受診した際、それにかかわる費用を全額保護者が負担すること。

5. 延長保育料金

3,000円。

第5条1のとおり、お迎え時間が超過した場合は上記の金額を徴収する。

第7条（料金支払方法）

保育料金及び食事代金はお預け時、その他別途生じた費用はお迎え時に現金にて清算する。ただし、緊急受診にかかわる費用は、病院にて清算する。

第8条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適応範囲内において補償を受けることができる。ただし、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りではない。

第9条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 気象警報、地震注意情報などが発令されたとき。
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高いとき。
- ④ 当院の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 無断キャンセルが繰り返し続いたとき。
- ⑥ 迎え時間を繰り返し超過したとき。
- ⑦ 本利用規約に従わないとき。
- ⑧ 申請内容に虚偽があった場合。

第10条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、利用時は「利用申込書」に記入した緊急連絡先に常に連絡ができ、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第11条（規約の変更）

本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

西暦 年 月 日 保護者署名欄

住所

氏名